

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

<http://kasugaiminsyo.st1.jp>

一時支援金の申請がはじまりました

一時支援金について

支給額：法人 最大で60万円
個人事業者 最大で30万円

対象者：協力金の対象とならなかった飲食店、
飲食店との取引業者、流通関連業者、
飲食品・器具 備品の製造者、それら
の業者に商品・サービス提供を行う
事業者、旅行・その他の主に対面で
営業を行う業者

申請条件：2021年1～3月のいずれかの売上が
2020年か2019年同時期の半分以上

3月8日(火)から一時支援金の申請受付が始まっており、春日井民商会員からの問い合わせが増えてきています。
対象業種は？
協力金の対象となった飲食業者は対象外
対象となるのは、「緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している業者」です。「申請要領」には給付対象者は「飲食店と取引のある業者」で、具体例として流通関連業・食品加工製造業などを、「外出自粛等の影響を受けた事業者」として旅行関連業などが挙げられています。対象が曖昧なので、自分が対象業種かどうかわからない場合は左記に問い合わせてみた方が良いでしょう。

また、休業協力金の対象とならなかった飲食店も申請することができます。
持続化給付金と同様、ネットで申請が必要です

申請できるのは、今年の1・2・3月のいずれか一月の売上が、昨年または一昨年の同時期と比べて半減している業者です。
申請にはまずネットで登録が必要です。必要書類は①本人確認書類(法人の場合は登記簿)、②申告書類の控え、③帳簿類、④通帳、⑤宣誓・同意書、⑥取引先情報一覧です。これらを準備したうえで、「登録確認機関」で「事前確認」を受ける必要があります。

「登録確認機関」とは

「登録確認機関」とは、申請者が事業を行っているかを申請する前に確認するための機関で、春日井市では商工会議所や金融機関、税理士など約50か所ありますが、商工会議所が事前確認を行うのは会員のみとのことです。また金融機関も取引関係にあることが前提という情報もあります。事前確認は、商工会議所や金融機関では無料で行っていますが、税理士等では費用を徴収しているところもあるようです。
締切は5月31日(月)です。持続化給付金と比べると金額も少ないですが申請には手間がかかるので、申請希望の人は早めに準備をしましょう。

愛知県感染防止対策協力金(2/8~3/21実施分) 申請を忘れずに!

×切は4月23日(金)です(当日消印有効)

「愛知県感染防止対策協力金(2/8~3/21実施分)」の申請書類のダウンロードができるようになりました。対象となる事業者へは申請書を郵送しました。飲食業への協力金は今回が最後です。
不備で戻ってくる事例も発生しています

1回目、2回目の申請では不備があり書類が返戻される事例も発生しています。申請書・誓約書に記入漏れがないかは確認するようにしましょう。また、「営業時間短縮の状況がわかる書類」が申請内容と整合性が取れているのかもよく確認するようにしましょう。不安でしたら民商までお問合せください。

申告書の提出期限は、所得税・消費税ともに4月15日(木)です!

新型コロナウイルス対応で、所得税・消費税の申告期限がそれぞれ4月15日(木)までに延長されています。まだ申告書の完成していない方は、すみやかに完成させましょう。

申告でわからない点があればお問合せ頂いてもかまいませんが、予約なしの来所はご遠慮ください。

なお、振替納税の方の振替日は、所得税が5月31日(月)、消費税が5月24日(月)に延長されました。